

議案第 6 1 号

清水町保育所条例の一部を改正する条例の制定について _____

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成 3 0 年 9 月 1 1 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町保育所条例の一部を改正する条例

清水町保育所条例（昭和38年清水町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表清水町立御影保育所の項を削り、同条第2項を削る。

第4条の見出し中「基準」を削る。

第5条の見出し中「延長」を「時間外」に改め、「基準」を削り、同条中「時間を延長して」を「通常の利用時間以外の時間に」に、「（以下「延長保育」という。）」を「する事業を」に改める。

第6条の見出し中「基準」を削り、同条中「一時保育」を「事業（以下「一時保育」という。）」に改め、「実施する」の次に「ことができる」を加え、同条に次の1項を加える。

2 一時保育の定員は、1施設において1日につき5人とする。

第7条中「とき及び前条の一時保育を利用しようとする」を削る。

第8条第1項を次のように改める。

第4条から第6条に定める基準により保育を実施している児童を対象とした保育料については、清水町特定教育・保育施設等の利用者負担金条例（平成 年清水町条例第 号）の定めるところとする。

第8条第2項を削る。

第9条から第12条までを削り、第13条を第9条とする。

別表1及び別表2を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。